

## 出席停止となる主な感染症

学校保健安全法に基づき、以下の感染症（病名）は出席停止扱いとなります。

登園には、①医師による登園許可証または治癒証明書が必要な場合と、②保護者記入による登園届が必要な場合がありますので、次の通り参考としてください。

①の場合…**赤字**の感染症と診断された場合は、**登園許可証または治癒証明書**を発行（任意様式）していただき、園へ提出してください。

②の場合…**青字**の感染症と診断された場合は、**登園届**を提出してください。

### 第一種の感染症

**エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、天然痘（痘瘡）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ（急性灰白髄炎）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ**

### 第二種の感染症

**インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症**

### 第三種の感染症

**コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157他）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ熱）**

### その他の感染症

**ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌感染症、りんご病（伝染性紅斑）、マイコプラズマ肺炎、とびひ（伝染性膿痂疹）、感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）、感冒性嘔吐下痢症、EBウイルス感染症（伝染性単核球症）、RSウイルス感染症等**

※その他、ご不明な点はお問い合わせください。